

# 電動一輪車で走行可能な場所

2020年8月

## 1 はじめに

本文書では、道路交通法における公道とそれ以外の場所との区別、それぞれで可能なことを紹介します。

なお、ここで使用する「道路」などの用語は道路交通法に定義されるものです。道路交通法における用語の定義を以下に示します。第二条に相当します。

### 道路

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

### 歩道

歩行者の通行の用に供するため縁石線又は柵その他これに類する工作物によつて区画された道路の部分をいう。

### 車道

車両の通行の用に供するため縁石線若しくは柵その他これに類する工作物又は道路標示によつて区画された道路の部分をいう。

また、より一般的な用語を以下に定義します。

### 公道<sup>\*1</sup>

狭義には道路法上の道路のことをいい、広義には公衆の通行のために設けられている道路のことをいいます。

---

<sup>\*1</sup> 公道は法律で定義された用語ではありません。

## 2 道路交通法における道路の定義

道路交通法における道路は、以下のように定義されています。

### 道路交通法第二条（定義）

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二条第一項に規定する道路、道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第二条第八項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう。

また、ここで記載されている道路法第二条第一項に規定する道路および道路運送法第二条第八項に規定する自動車道の定義は以下のとおりです。

### 道路法第二条第一項（用語の定義）

この法律において「道路」とは、一般交通の用に供する道で次条各号に掲げるものをいい、トンネル、橋、渡船施設、道路用エレベーター等道路と一体となつてその効用を全うする施設又は工作物及び道路の附属物で当該道路に附属して設けられているものを含むものとする。

### 道路運送法第二条第八項（定義）

この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

電動一輪車（以下、EUC）はその性能上は軽車両ではない車両とされる一方、道路運送車両法で定める保安基準を満たしていないことから整備不良車両とみなされます。したがって、免許証の有無に関わらず公道での走行は認められません<sup>\*2</sup>。

上記で示した道路や自動車道は公道に該当するため、そこでの走行は認められません。よって、道路交通法において公道とみなされない私有地や公園などに限ってEUCを走行させることが妥当と判断されます。

<sup>\*2</sup> 別紙「日本の法律における電動一輪車の扱い」を参照

### 3 一般交通の用に供するその他の場所の判断基準

EUCでの走行は、道路交通法において公道とみなされない私有地や公園などに限定されることは確認できました。

しかし、次の争点としては、これからEUCで走行しようとする場所が公道とみなされない私有地や公園であっても、一般交通の用に供するその他の場所に該当するかどうかです。もし、一般交通の用に供するその他の場所に該当する場合は、たとえ私有地であっても、EUCで走行することはできません。

そこで、まずは一般交通の用に供するその他の場所の判断基準を確認します。

#### 1. 道路の体裁の有無

社会通念上「道路」と呼ぶにはふさわしくない場所であっても、そこを現実に多数の車や人が通行している事実が認められる以上、「危険の防止」及び「交通の安全」を図るため、法による規制を必要とする。したがって、道路としての体裁を有しない場所であっても、一般交通の用に供されている部分が客観的に識別できれば、「その他の道路」となる。

#### 2. 客観的・継続的・反復性が必要

一般交通の用に供する場所とされるためには、そのことが客観的に認められ、かつ継続的、反復的に利用されていることが必要である。

#### 3. 公開性の有無

不特定多数の人の通行が「全く自由にできる」場所ではなくても、つまり、そこを通行することについて「制限」や「条件」がある場所であっても、その場所を道路と認定することができるが、その「制限」や「条件」の強さの程度によって認定が左右されるので、慎重な判断が必要となる。

[https://ssl.tachibanashobo.co.jp/upload/save\\_pdf/07121039\\_51df5e6526c64.pdf](https://ssl.tachibanashobo.co.jp/upload/save_pdf/07121039_51df5e6526c64.pdf)より引用

## 4 一般交通の用に供するその他の場所と判断された判例

### 4.1 駐車場の一部が道路交通法の道路に当たるとされた事例（平成 14 年）

#### 内容

本件駐車場は、本件各店舗を訪れる客の利用する駐車場として供され、本件駐車場中央部分は、同各店舗を訪れ、自車を本件駐車場に止め、又は止めようとする客ら及びその自動車の通行に供されており、これらの客及びその自動車が同所を通行するに当たって何らの制約はなく、かつ、現にこれらの客及びその自動車が自由に通行していたことが認められる。道路交通法 2 条 1 項 1 号にいう一般交通の用に供するその他の場所とは、不特定多数の人や車両が自由に通行できる場所として供され、現に不特定多数の人や車両が自由に通行している場所を意味すると解されるところ、本件各店舗を訪れ、自車を本件駐車場に止め、又は止めようとする者及びその自動車は、だれでも本件駐車場中央部分を通行することができ、現に通行していたのであるから、同所は不特定多数の人や車両が自由に通行する場所として供され、現に不特定多数の人や車両が自由に通行していたものというべきである。したがって、同所は道路に当たると解するべきである。

#### 参考文献・ウェブサイト等

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/311/002311\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/311/002311_hanrei.pdf)

### 4.2 私有地が道路交通法の道路に当たるとされた事例（昭和 44 年）

#### 内容

被告人が本件事故直前に進行していた場所は、Aの私有地ではあつたが、道路との境界を区画するものはなく、むしろ道路状をなして何人も自由に通行できる状態にあつたというのである。そうすると、右部分は、被告人の進行していた農道と、被害者の進行していた道路とが丁字形に交わる北東角にいわゆるすみ切りが施されている状態と同様であつたとみられないことはない。そして、道路交通法は、二条一号で「道路」の定義として、道路法に規定する道路等のほか、「一般交通の用に供するその他の場所」を掲げており、たとえ、私有地であつても、不特定の人や車が自由に通行できる状態になっている場所は、同法上の道路であると解すべきであるから、右部分は、同法上の道路であつたと認めるべきである。

#### 参考文献・ウェブサイト等

[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/538/061538\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/538/061538_hanrei.pdf)

## 5 考察

先に紹介した判例から、道路交通法で定義される道路を、一般交通の用に供するその他の場所に該当するかどうかによって決定するためには、以下の2点に着目して考えれば良いと判断できます。

1. 不特定の人や車が自由に通行できない状態であるかどうか
2. 道路との境界を区画するものがあるかどうか

私有地であればEUCで走行して良いと一般的には言われることが多いですが、私有地であるかどうかは、道路交通法における道路として該当するかの議論には関係ありません。それよりも、不特定の人や車が自由に通行できる場所であるかどうかの方が重要視されることになります。

## 6 まとめ

EUCで走行するための場所としては、道路交通法における道路に該当しないことが条件となります。一見するとEUCで走行できそうな私有地であっても、道路交通法の道路としてみなされれば、同法が適用されることとなります。